## 社会福祉法人 梼の木福祉会 定款

### 第1章 総 則

(目 的)

- 第 1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
  - (1) 第一種社会福祉事業
  - (イ) 特別養護老人ホームの経営
  - (ロ) 養護老人ホームの経営
  - (ハ) ケアハウスの経営
  - (2) 第二種社会福祉事業
  - (イ) 老人短期入所事業の経営
  - (ロ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
  - (ハ) 小規模多機能型居宅介護事業所の経営
  - (二) 老人デイサービス事業の経営

(名 称)

第 2条 この法人は、社会福祉法人梼の木福祉会という。

(経営の原則等)

- 第 3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4条 この法人の事務所を高知県四万十市右山2041番地18に置く。

# 第2章 評議員

(評議員の定数)

第 5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員 選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営 についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第 7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

- 第 9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分

- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、 必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回 る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま での者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

# 第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
  - (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とし、1名を常務理事とする。
- 4 前項の専務理事及び常務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業 務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 (理事の職務及び権限)
- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、業務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において財務会計関係業務を執行し、常務理事は、理事会において事業運営業務を執行する。
- 3 理事長及び専務理事、常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事として の権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解 任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は、職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (職員)

- 第22条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

- 第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選で定める。

(権限)

- 第24条 理事会は、次の業務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (決議)
- 第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。 (議事録)
- 第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

### 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び 収益事業用財産の4種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

#### (1) 土地

(イ)養護老人ホーム白藤園 敷地

所在地、面積

高知県四万十市右山字ツエカ谷山1960番地2998.73㎡高知県四万十市右山字ツエカ谷山1960番地5357.23㎡高知県四万十市右山字ツエカ谷山1971番地31.82㎡高知県四万十市右山字大谷1973番地27,967.55㎡以上4筆敷地合計9,325.33㎡

(ロ) ケアハウス虹の丘 敷地

所在地、面積

高知県四万十市右山字ツエカ谷山1971番地1 483.00㎡ 586.81 m<sup>2</sup> 高知県四万十市右山字ツエカ谷山1971番地2 高知県四万十市右山字大谷1973番地6  $736.31 \,\mathrm{m}^2$ 高知県四万十市右山字大谷1973番地7  $408.49 \,\mathrm{m}^2$  $748.00 \,\mathrm{m}^2$ 高知県四万十市右山字大谷2037番地5 高知県四万十市右山字大谷2037番地7  $4.5.69 \,\mathrm{m}^2$ 高知県四万十市不破字谷田山2059番地77  $1.8. 0.0 \,\mathrm{m}^2$ 高知県四万十市不破字谷田山2059番地78  $2\ 2\ 0\ .\ 2\ 0\ m^2$ 高知県四万十市不破字谷田山2059番地79  $108.40\,\mathrm{m}^2$ 以上9筆敷地合計  $3. 354. 90 \,\mathrm{m}^2$ 

(ハ)特別養護老人ホーム星ヶ丘 敷地

所在地、面積

高知県幡多郡三原村宮ノ川字テンノウ1271番10

 $7, 239.00 \,\mathrm{m}^2$ 

(二)特別養護老人ホーム夢の丘 敷地

所在地、面積

高知県四万十市右山字大谷2041番18 5,257.37㎡ 高知県四万十市右山字大谷2041番30 632.78㎡ 高知県四万十市右山字大谷2041番52 100.00㎡ 高知県四万十市右山字大谷2041番53 101.00㎡ 高知県四万十市右山字大谷2043番15 123.00㎡ 高知県四万十市不破字谷田山2059番44 417.04㎡ 以上6筆敷地合計 6,631.19㎡

#### (2) 建物

(イ)養護老人ホーム白藤園、グループホームしらふじ施設 (鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付5階建)

1棟(11,334.50㎡のうち5,625.27㎡) 所在地 高知県四万十市右山字ツエカ谷山1960番地2

#### 高知県四万十市右山字大谷1973番地2

(ロ) 特別養護老人ホーム星ヶ丘施設 (鉄筋コンクリート造瓦葺平家建) 1棟(2,706.64㎡)

所在地 高知県幡多郡三原村宮ノ川字テンノウ1271番地10

(ハ) グループホームはまゆう、小規模多機能型居宅介護事業所はまゆう施設(木造 合金メッキ鋼板ぶき平家建)

1棟(586.76 m²)

所在地 高知県四万十市井沢字坂本37番地3

(二) ケアハウス虹の丘施設

(鉄筋コンクリート造コンクリート屋根・鋼板ぶき4階建)

1棟(4, 292. 92㎡)

所在地 高知県四万十市右山字大谷1973番地6、1973番地7

2037番地5、2037番地7

高知県四万十市右山字ツエカ谷山1971番地1、1971番地2 高知県四万十市不破字谷田山2059番地78、2059番地79

(ホ) グループホームみうら施設(木造鋼板ぶき平家建)

1棟(259.19㎡)

所在地 高知県幡多郡黒潮町出口字上ミダバ8番地2 高知県幡多郡黒潮町出口字上ミダバ8番地3

(へ) 特別養護老人ホーム夢の丘施設(鉄筋コンクリート造陸屋根5階建) 1棟(6,180.53㎡)

所在地 高知県四万十市右山字大谷2041番地18

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業及び 第37条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会の承認を得て、 高知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県 知事の承認は必要としない。
  - (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
  - (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が 行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該 施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間 金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長において作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監查報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理 事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種 別)

- 第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持 しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目 的として、次の事業を行う。
  - (1) 居宅介護支援事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 収益を目的とする事業

(種 別)

- 第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により次の事業を行う。
  - (1) 医療施設賃貸事業
  - (2) 調剤薬局賃貸事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第38条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業 又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14 年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

### 第9章 解 散

(解 散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解 散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第10章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高知県知事の認

可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの を除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更したときは、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。

### 第11章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人梼の木福祉会の掲示場に掲示するとともに、 官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、 この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

平成13年 1月29日

理事	事長	田中	啓 介
理	事	山 下	雅樹
理	事	山 下	千 惠
理	事	山崎	眞 樹
理	事	川見	義 則
理	事	長谷川	賀彦
理	事	宮 﨑	勗
理	事	遠 近	涉
理	事	東	彦 宏
理	事	大 塚	馨
監	事	有 光	健
監	事	大 杉	淳

- 2 平成13年 9月 6日 一部改正施行
- 3 平成14年 4月 1日 一部改正施行
- 4 平成14年 7月10日 一部改正施行
- 5 平成14年12月 3日 一部改正施行
- 6 平成15年 3月18日 一部改正施行

```
平成15年 6月12日
                一部改正施行
                一部改正施行
   平成15年 7月 8日
                一部改正施行
   平成16年 4月26日
10 平成16年 7月20日
                一部改正施行
11 平成17年 1月18日
                一部改正施行
12 平成17年 5月24日
                一部改正施行
13 平成17年 6月13日
                一部改正施行
14 平成17年 8月 9日
                一部改正施行
15 平成17年10月24日
                一部改正施行
16 平成18年 3月 3日
                一部改正施行
17 平成18年 7月10日
                一部改正施行
18 平成18年 9月13日
                一部改正施行
19 平成19年 8月 1日
                一部改正施行
20 平成19年 8月 9日
                一部改正施行
21 平成20年 1月 4日
                一部改正施行
22 平成20年 8月 6日
                一部改正施行
23 平成21年 1月14日
                一部改正施行
24 平成21年 7月22日
                一部改正施行
25 平成22年 7月20日
                一部改正施行
                一部改正施行
26 平成23年 8月22日
27 平成24年 4月18日
                一部改正施行
28 平成25年 3月27日
                一部改正施行
29 平成25年12月13日
                一部改正施行
30 平成26年 5月28日
                一部改正施行
31 平成27年 3月23日
                一部改正施行
32 平成27年 8月 7日
                一部改正施行
33 平成29年 1月23日
                 全 部 改 正 一 平成29年 4月 1日施行
34 平成30年 6月 4日
                一部改正施行
                一部改正施行
35 平成30年12月11日
36 平成31年 1月15日
                一部改正施行
```